

単価契約工事における工事請負契約書第28条第6項 (単品スライド条項)の運用マニュアル(案)



令和5年3月

京都市建設局

目次

1 概要	1
2 対象とする工事	1
3 対象品目	1
3-1 対象品目の選定の考え方	1
3-2 スライド額算定の対象とする品目	1
4 請負代金額の考え方	1
5 スライド額算定	1
5-1 スライド額算定式	2
5-2 実際の購入金額がM _鋼 ^{変更} 、M _油 ^{変更} 又はM _{材料} ^{変更} を下回る場合について	3
5-3 実際の購入金額がM _鋼 ^{変更} 、M _油 ^{変更} 又はM _{材料} ^{変更} を上回る場合	3
6 対象材料	6
7 対象数量	6
8 請求等手続及び提出様式	6
8-1 請求時期	6
8-2 協議の手続き	6
単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	7
単品スライド額算定の考え方（概略フロー）	8
実際の購入金額の確認フロー	9

I 概要

単価契約工事の工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額（単価契約工事の契約単価）が不適当となった場合に、発注者又は受注者の請求に基づき、必要と認める契約工種の契約単価を変更する。

単価契約工事についても、基本的に「工事請負契約書第28条第6条（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年9月）（以下、「運用マニュアル」という。）」に基づいて実施するが、一部本運用に置き換えて実施することとする。

2 対象とする工事

- ・継続中の指示工事※、又は新たに指示する工事とする。

※単価契約工事指示書1枚当たりを「1指示工事」とする。以下同じ。

3 対象品目

3-1 対象品目の選定の考え方

- ・運用マニュアルを参照する。

3-2 スライド額算定の対象とする品目

- ・スライド額算定の対象となるのは、品目ごとの変動額（増額分又は減額分）が1指示工事の請負代金の1%を超える品目とする。

4 請負代金額の考え方

- ・1指示工事の合計金額

（例）

24,820円（工種A:m2当たり請負単価）×15（m2:実施数量）

+30,250円（工種B:m当たり請負単価）×20（m:実施数量）=977,300円

5 スライド額算定

- ・材料価格の変動に伴う変動額のうち、1指示工事の請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目ごとの変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。
- ・設計時点の価格決定方法が見積りによる場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により実勢価格を算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徵収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問合せを行う等により、別途考慮する。

- ・材料の取引形態に照らし対象数量全体の搬入等の時期、購入先、単価・購入単価を確認することができる納品書、請求書、領収書等の提出を受注者に求める。
- ・購入実績を証明する書類が受注者から提出されない等、具体的な証明がなされない場合は、その材料の単品スライドは行わない。

5-1 スライド額算定式

・3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目ごとの請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times I / 100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times I / 100$$

※ 税抜き額を円未満切り捨てし、さらに税込み額を円未満切り捨てとする。

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ (p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ (p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$S_{\text{増額}}$:スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$:スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$:価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$:価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p :設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' :価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D :鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k :落札率（請負比率）

P :請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例1		請負代金額: 220,000		1%相当額: 2,200	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000	1,200	200	X
	ガソリン	500	600	100	
	合計	1,500	1,800	300	
鋼材類	異形棒鋼	5,000	7,500	2,500	○
	H形鋼	1,000	1,400	400	
	合計	6,000	8,900	2,900	

$$\text{スライド額 } S = 2,900 - 2,200 = 700$$

注) 価格は税込み

計算例2		請負代金額: 110,000		1%相当額: 1,100	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000	6,500	1,500	○
	ガソリン	500	600	100	
	合計	5,500	7,100	1,600	
鋼材類	異形棒鋼	5,000	7,000	2,000	○
	H形鋼	1,000	1,400	400	
	合計	6,000	8,400	2,400	

$$\text{スライド額 } S = 1,600 + 2,400 - 1,100 = 2,900$$

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は3-2 スライド額の算定の対象とする品目による。

5-2 実際の購入金額がM_鋼^{変更}、M_油^{変更}又はM_{材料}^{変更}を下回る場合について

- 受注者が、運用マニュアルに基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額がM_鋼^{変更}、M_油^{変更}又はM_{材料}^{変更}を下回る場合にあっては、上記5-1のスライド額算定式の規定にかかわらず、M_鋼^{変更}に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M_油^{変更}に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M_{材料}^{変更}に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記5-1のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

5-3 実際の購入金額がM_鋼^{変更}、M_油^{変更}又はM_{材料}^{変更}を上回る場合

- 受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額がM_鋼^{変更}、M_油^{変更}又はM_{材料}^{変更}を上回る場合であっても、

上記5-1のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記5-1のスライド額算定式によりスライド額を算定する。

- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、5-2と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率を考慮）を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを求める。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類が受注者から提出されない等、具体的な証明がなされない場合は、その材料は5-1, 5-2により算定する。

＜見積りの留意事項＞

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(落札率を考慮)を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価(落札率を考慮) +30% とする。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価(落札率を考慮)は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - 鋼材類: 「現場に搬入された月」の物価資料の価格(落札率考慮)
 - 燃料油: 「購入した月の翌月」の物価資料の価格(落札率考慮)
 - その他主要な工事材料: 鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(落札率を考慮) +30% 以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価(落札率を考慮)の +30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

6 対象材料

- ・運用マニュアルを参照する。

7 対象数量

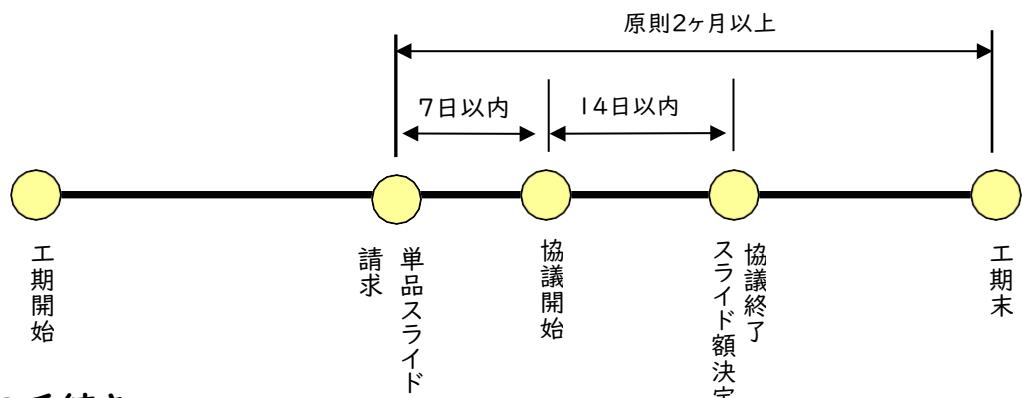
- ・運用マニュアルを参照する。

8 請求等手続及び提出様式

8-1 請求時期

- ・原則として、工期末の2か月前までに請求を行う。
- ・複数の工事で請求する場合は、1指示工事ごとに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライド対象となる。

<単品スライド請求のスケジュール(イメージ)>

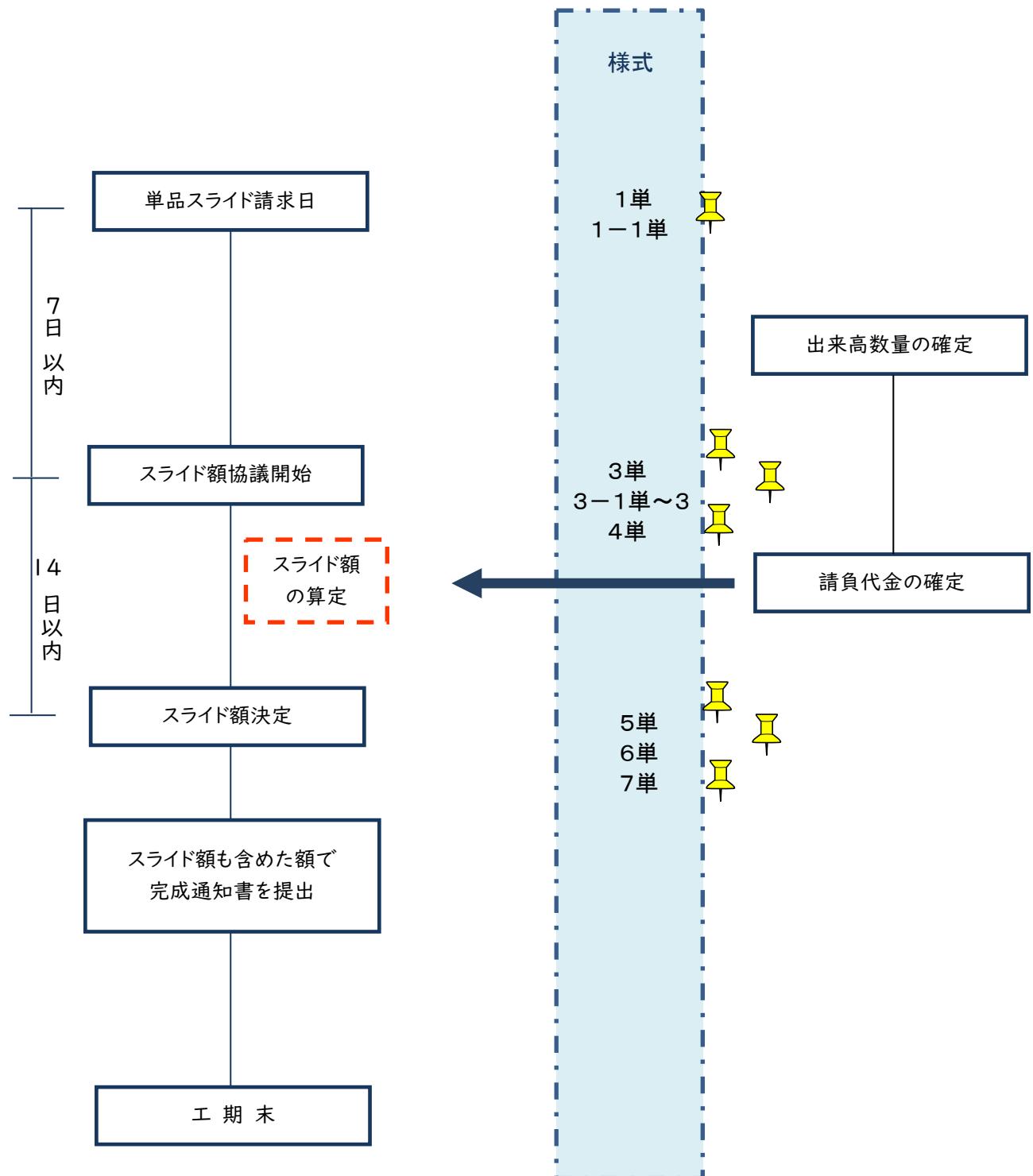


8-2 協議の手続き

- ・受注者は、受発注者で同意した単品スライド額を「完成通知書」に記載し、完成検査後に当初の指示工事の請負代金に単品スライド額を増額して請求を行う。

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式

(参考資料)



単品スライド額算定の考え方(概略フロー)

増額変更の場合の例

受注者	
<input type="checkbox"/> 単品スライドの請求 (必要な情報、資料等)	
・対象品目、対象材料	
・変更請求概算額	
・材料ごとに対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書	



(参考) 対象品目及び材料

区分品	材 料
鋼材類	鋼材類 H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油 ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類 レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類 アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事 材料 上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
品目ごとの合計金額で比較する (材料ごとの比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額 (品目ごとの合計金額) 実勢価格は落札率を考慮
 - ② 実際の購入金額 (品目ごとの合計金額)



「実勢価格の単価」が最も安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目ごとの変動額を算出



発注者

- 品目ごとの変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)



変動額が請負代金額の1%を超える品目

変動額が請負代金額の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定



「実際の購入金額の単価」が安価となる品目

発注者

- 実際の購入金額にて品目ごとの変動額を算出



発注者

- 品目ごとの変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額の1%を超えない品目は単品スライドの対象外



発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定



受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料ごとにスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか
「実勢価格」にて算出するかを確認

➤ 具体的なフローは次ページ参照

実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
工期内の代表的な月(1か月以上)とする。

第1段階



発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料



実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階



「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であるかを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価（落札率考慮）+30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均+30%)
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料



実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能



「実際の購入金額の単価」の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる